

事 務 連 絡  
令和5年5月8日

各居宅介護支援事業所 管理者 様  
各介護サービス事業所 管理者 様  
各介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所 管理者 様

丸亀市健康福祉部高齢者支援課  
課長 堀瀬 晴彦

#### 新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応について

平素は、本市の介護保険事業の運営について、ご理解ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症への感染拡大予防の取り組み等、日々対応して下さり本当にありがとうございます。

令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症が2類から5類に移行されました。厚生労働省、香川県においても今後の対応について、ホームページで掲載されています。

これら内容を踏まえ、本市ホームページに掲載しておりました新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の対応方針について（令和2年3月19日付及び令和2年4月15日付）は令和5年5月8日をもって廃止し、今後は厚生労働省で示されている『新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて』（令和5年5月1日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）を参照し、香川県が発出しております『新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う令和5年5月8日以降の対応について』をご留意いただき、今後とも感染防止対策を行った上で介護サービス継続提供をお願いいたします。

《お問い合わせ先》

丸亀市健康福祉部高齢者支援課 給付担当

電 話 24-8807 FAX 24-8914

E-mail: koreishashien-k@city.marugame.kagawa.jp